

南原小学校におけるいじめ防止対策の基本方針

日光市立南原小学校

1 いじめ防止対策基本方針策定に当たっての学校の考え(いじめの定義)

いじめは、「いじめ防止対策推進法」より、以下のように定義されています。

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

2 組織的な対応に向けて(校内体制について)

本校におけるいじめ防止対策の基本方針に基づき、「学校いじめ対策委員会」を組織し、組織的に「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」(定例開催)と「いじめ認知時の対応に係る委員会」(随時開催)等を開催し、すべての教育活動の場において未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態が発生した際には、特定の教職員だけで問題を抱え込まず、組織的に対応します。

3 いじめの未然防止対策について

いじめの未然防止の手立てとして、以下の6点を重点事項として取り組んでいきます。

- ・各教科、特別の教科道徳、各領域において、「分かる授業」「一人一人の良さを認め合える授業」を展開することで、受容的な雰囲気醸成し、学びに向かう集団づくりを行います。
- ・全校集会や学年集会、学級活動等で、日常的にいじめの問題や人権問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成します。
- ・「凡事徹底」(元気なあいさつ、返事、時間を守る、姿勢をよくする、靴をそろえる)を合い言葉に5つの約束が守れる豊かな心を醸成します。
- ・人権コーナーを設置するとともに、人権だよりや啓発資料を配付し、児童・保護者に対する日常的な啓発活動に取り組みます。
- ・定期的にいじめ問題についての職員研修を行うとともに、毎週、児童に関する情報の共有と指導方針の確認を行い、適切にチームで対応します。
- ・保護者や地域住民、その他の関係機関との連携を図ります。(南原小学校いじめ防止対策基本方針の説明と周知)

4 いじめの早期発見の手立てについて

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないように留意し、教職員相互が積極的に児童に関する情報交換を行います。
- ・いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査(年間3回)や教育相談、Q-U 検査を実施し、結果の分析や実態把握に努めます。
- ・日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制や環境を整えます。
- ・保護者との信頼関係を深め、綿密な情報共有に努めます。

5 いじめの事案対処に向けて

- ・いじめに関する相談を受けた場合やいじめの疑いがあるという情報を認知した場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、学校長・教頭に速やかに報告し、加害者にいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・保護者への指導・助言を速やかに、継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための配慮が必要であると認められる時は、本人の意思を尊重しつつ、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習する措置をとることも検討します。
- ・いじめの発生から収束までの記録をとり、職員間で共有するとともに、その後の指導に生かしていきます。また、必要に応じて外部の専門機関と連携した指導・支援を行います。

6 いじめの解消に向けて

- ・いじめられた児童を徹底的に守ります。
- ・いじめられた児童・保護者の立場に立って対応します。
- ・いじめを発見、またはいじめの相談を受けた場合は、「校内いじめ対策委員会」を開催し組織的な対応につなげます。
- ・いじめた児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省を促し、二度といじめることのないよう、しっかりと指導します。
- ・いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず報告しようとする態度を育成します。
- ・いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為がやんだことをもって安易に判断することなく、いじめられた児童、いじめた児童の双方の状態を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し良好な人間関係の構築に努めます。

7 いじめに関する相談について

いじめに関する悩みや相談は、学級担任、学年主任、児童指導主任、その他の全職員でもお受けいたします。些細なことでも遠慮せずご相談ください。

日光市立南原小学校 0288-26-1144

〈以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています〉

○ホットほっと電話相談

(子ども専用 24時間受付)いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999

(保護者専用)月～金 8:30～21:30 家庭教育ホットライン 028-665-7868

○日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 0288-21-5181

○いじめ不登校対策チーム(上都賀教育事務所内) 0289-62-0162

○日光市家庭児童相談室 0288-30-7830